

農業近代化資金制度概要

1 概要

農業近代化資金は、農業者等の経営の近代化に資するため、農業協同組合その他の農業関係の融資を行う融資機関が当該農業者等に対して貸付ける長期かつ低利の資金で、経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう県が利子補給を行い、資金の円滑な融通が図られている。さらに、認定農業者に対しては国や市町村による利子助成が行われており、災害の被災農業者に対しても国による利子助成が行われている。

2 貸付対象者（G L 第 2 の 1）

(1) 農業を営む者（畜産業及び養蚕業を含む。）	
ア	認定農業者等
	(ア) 認定農業者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
	(イ) 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
イ	認定新規就農者
ウ	・目標地図に位置付けられた者（市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村長が認める者等）
エ	次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（農業サービス事業体）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）
	(ア) 農業所得が総所得の過半又は農業粗収益が200万円以上（法人1,000万円以上）であること
	(イ) 主として農業経営に従事する青壮年の家族従事者（法人の場合は常時従事者である構成員）がいること
	(ウ) 個人で60歳以上の場合は、後継者が現に主として農業に従事（農業大学校就学を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること
	(エ) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
オ	農業参入法人（5年以内に認定農業者になる計画を有し、経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）
カ	家族経営の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうち一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）
キ	集落営農組織等
	(ア) 集落営農組織（基準に従った規約を有している等の要件を全て満たすもの）
	(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）
ク	任意団体（集落営農組織以外で、アの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、集落営農組織と同等の規約を有しているもの）
(2) 農業協同組合（法令違反や不祥事がないこと等の要件を全て満たすもの）	
(3) 農業協同組合連合会（法令違反や不祥事がないこと等の要件を全て満たすもの）	
(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人	
ア	農事組合法人（1号法人）
イ	農業共済組合及び農業共済組合連合会
ウ	土地改良区及び土地改良区連合
エ	たばこ耕作組合
オ	農業振興事業を主たる事業として行う、
	・事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
	・事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る）

	・ 協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
カ	農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
キ	農業振興一般社団法人等（農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの）
ク	株式会社及び持分会社（農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの）
ケ	任意団体（(1)の者がその主たる構成員となっており、かつ、集落営農組織と同等の規約を有しているもの。(1)キの(ア)及びクに該当するものを除く。）

※ 農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

3 融資機関（G L 第 2 の 2）

(1)	農業協同組合	「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け」の事業を行うもの
(2)	農業協同組合連合会	「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け」並びに「組合員の貯金又は定期積金の受入れ」の事業を併せ行うもの
(3)	農業協同組合連合会	「共済に関する施設」の事業を行うもの
(4)	農林中央金庫	
(5)	銀行	
(6)	(株)商工組合中央金庫	
(7)	信用金庫	
	信用金庫連合会	
	信用協同組合	
(8)	協同組合連合会	「会員の預金又は定期積金の受入れ」並びに「会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ」の事業を併せ行うもの

※ 利子補給を受けるためには、県と利子補給契約を締結する必要がある。

4 資金使途（G L 第 2 の 3、県補給規程）

使途	貸付対象者	
	農業を営む者	左記以外
(1) 建構築物造成資金・農機具等取得資金 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。）	○	○
(2) 果樹等植栽育成資金 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）	○	○

(3) 家畜購入育成資金 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	○	○
(4) 小土地改良資金 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）	○	○
(5) 長期運転資金 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金		
ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	○	—
イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）	○	—
ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金	○ (認・集)	—
エ 品種の転換を行うのに必要な資金	○ (認・集)	—
オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金	○ (認・集)	—
カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金	○ (認・集・特)	—
キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金	○ (認・集)	—
ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金	○ (認・集・参・特)	—
(6) 農村環境整備資金 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	—	○
(7) 大臣特認資金		
ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	○	—
イ 農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金	○	—
ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金	○	○
(8) 知事特認資金		
霞ヶ浦浄化環境改善資金 建構築物造成資金又は農機具等取得資金であって、霞ヶ浦流域における豚を飼養する者の行う浄化処理のための直接事業費	○	—

5 貸付限度額（G L 第 2 の 4）

農業を営む者	・農事組合法人（2号法人） ・株式会社、持分会社 ・その他農業者の組織する法人 ・農業者で、都道府県知事はその者の農業経営の規模等を勘案し、特に必要と認めて承認したもの ・集落営農組織 ・その他農業者の組織する任意団体	2億円
	農業参入法人	1億5,000万円
	上記以外	1,800万円
上記以外		15億円

※ 貸付限度額は貸付残高の通算

6 償還期限、据置期間（G L 第 2 の 5）

貸付対象者 資金使途		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農者 が認定就農計画 に従って就農す る場合		その他	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15年	7年	15年	3年	17年	5年	15年	3年
例外	果樹等植栽育成資金 を含む場合	15年	7年	15年	7年	17年	7年	15年	7年
	農機具等のみの場合	7年	2年	7年	2年	10年	5年	10年	2年
	家畜購入育成資金 のみの場合	7年	2年	7年	2年	10年	5年	7年	2年
	畜舎、果樹棚等を 含む場合	15年	7年	15年	3年	17年	5年	20年	3年
	農村環境整備資金 を含む場合	—	—	—	—	—	—	20年	3年
	小土地改良資金を 含む場合	15年	7年	15年	3年	18年	5年	15年	3年

※ 2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合の償還期限は、貸付資金の種類に係る表の期限のうち最も長い期間の範囲内で定めるものとする（元本均等償還によるときは、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。）。

7 基準金利・利子補給率・貸付利率（G L 第 2 の 6、県補給規程）

金融情勢により毎月見直し

（令和 7 年 4 月 18 日現在）

区分		基準金利	利子補給率(県)	貸付利率
農協による融資の場合		3.15%	1.25%	1.90%
上記以外	農業を営む者に対する貸付	3.15%	1.25%	1.90%
	上記以外	2.30%	0.40%	1.90%

※ 知事特認資金（霞ヶ浦浄化環境改善資金）は、さらに末端金利0%まで上乘補給貸付利率の取扱いは次のとおり。

- ・利子補給承認時の利率 > 貸付実行時の利率の場合は、貸付実行時の利率を適用
- ・利子補給承認時の利率 ≤ 貸付実行時の利率の場合は、利子補給承認時の利率を適用

ただし、（公財）農林水産長期金融協会の利子助成を受ける場合は実質負担利率*の低い方を適用

※ 実質負担利率は、（公財）農林水産長期金融協会の利子助成後の実質負担利率であり、貸付実行時の償還期限に応じた実質負担利率であること

8 融資率（G L 第 2 の 7）

区分	融資率	備考
通常	80%	事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が80%を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは90%以内とする。
認定農業者等	100%	・ 4 の(7)のア、イに掲げる資金を借り入れる場合を除く
集落営農組織等	100%	・ 4 の(7)のア、イに掲げる資金を借り入れる場合を除く ・ 貸付額が、3,600万円に達するまでに限り適用

9 補助金との関係（G L 第 4 の 3）

- (1) 国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは支障なし。
- (2) 交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付があった後、当該超えた額を遅滞なく借入金債務の弁済に充てる（繰上償還）。

10 利子助成制度

(令和7年4月1日現在)

助成主体	助成金等名	適用要件	助成率	助成期間	適用限度額
国 (※1)	農業経営基盤強化利子助成金等 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等かつ次のいずれかの条件を満たす者 ・農地中間管理機構から農用地を借り受けた者 ・目標地図に位置付けられた者 (ただし、いずれの場合も「園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表」により対象要件を確認できる場合に限る)	無利子化となる率(上限2%)	貸付当初5年間	近代化資金の貸付限度額に従う
	同上 (災害関連資金)	被災農業者 ・災害(※2)により被害をうけ、資金を必要とする農業者で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた者	無利子化となる率(上限2%)	貸付当初5年間	近代化資金の貸付限度額に従う
	担い手経営発展支援資金	認定農業者等で経営展開計画(兼取組確認表)を作成し、かつ、次のいずれかの条件を満たす者 ・農地中間管理機構から農用地を借り受けた者 ・目標地図に位置付けられた者 (ただし、いずれの場合も「園芸施設共済等の加入等及びGFP登録に係る交付要件確認表」により対象要件を確認できる場合に限る)	貸付当初5年間：貸付金利が0%となるまでの幅 5年経過後：スーパーL資金貸付金利と同率となるまでの幅(上限2%)	償還終了時まで(最長15年間)	近代化資金の貸付限度額に従う
市町村	認定農業者育成確保資金等利子助成補助金	(公財)農林水産長期金融協会の利子助成を受ける認定農業者	末端利率が1%を超える場合、当該を超える率	貸付当初10年間	個人： 1,800万円 法人： 3,600万円

※1 公益財団法人農林水産長期金融協会から助成

※2 ①令和6年能登半島地震又は令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨、②令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨、③令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨、④令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

※3 令和8年3月31日までの間に貸付けられるものに限る

11 認定農業者の特例

- (1) 資金使途：施設の復旧に必要な資金等が対象となる。
- (2) 据置期間：資金使途により据置期間を長く設定できる。
- (3) 融資率：対象経費の100%を融資額にできる。